

# 「相続・贈与税顧問」(Ver.H25.2)

## 平成 25 年贈与税対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている  
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。  
まだ保守サービス契約にご加入でないお客様は、この機会  
にお申込をご検討ください。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※)：2014年1月21日(火)  
CD-ROM発送開始日：2014年1月28日(火)

### 電子申告更新用プログラム(Ver.H25.2.e1)

ダウンロード公開日(※)：2014年1月30(木)

### バージョンアップ対象

Ver.H25.1 以降

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は  
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

## 改正内容

### 税制改正の主な内容 <贈与税>

#### ●贈与税の税率構造の見直し(平成 27 年から適用)

(1) 暦年課税について、20 歳以上の子や孫が受贈者となる直系尊属からの贈与については、贈与税の税率構造が緩和される等の見直しが行われました。

(2) 適用される贈与税の税率が、「直系尊属からの贈与」の場合とそれ以外の「一般の贈与」の場合とに区分されました。

→【適用時期】平成 27 年 1 月 1 日以後に、贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

#### ●相続時精算課税制度の適用要件の拡充(平成 27 年から適用)

(1) 現行は推定相続人のみとなっている受贈者の範囲に、20歳以上である孫が追加されました。

(2) 現行は65歳以上である贈与者の年齢要件が、60歳に引き下げられました。

→【適用時期】：平成 27 年 1 月 1 日以後に、贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

#### ●祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の創設(平成 25 年 4 月 1 日から適用)

贈与者(直系尊属)が、金融機関に30歳未満の受贈者(子・孫)名義の口座を開設し、受贈者の教育資金に充てるために金銭等と拠出した場合には、この資金について、受贈者ごとに1,500万円(学校等以外の者へ支払われるものについては、500万円が限度)まで、贈与税が非課税とされました。

→この非課税措置は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの3年間の時限措置です。

→システムでは、「教育資金非課税申告書」などの様式には対応いたしません。あらかじめご了承ください。

#### ●様式変更

次の帳票が変更される予定です。

帳票名
第一表の二 贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税額の計算明細書)
第一表の三 贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
第三表 贈与税の修正申告書(別表)
第三表 贈与税の修正申告書(別表の付表)

Ver.25.2のCD-ROMには、過去版セットアッププログラムも収録されています。(プロダクトID不要)  
(Ver.H20.26、Ver.H21.22、Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20)

## システムの対応予定

### ●帳票の変更

様式の変更に伴い、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

#### 主な変更内容

- ・タイトルの年分：平成 24 年分→平成 25 年分 に変更
- ・非課税限度額：（1,500 万円又は 1,000 万円）→（1,200 万円又は 700 万円）に変更
- ・平成 24 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額：項目追加、以降の項目番号のずれ
- ・非課税限度の残額：項目追加

### ●税務代理権限証書「税目」選択リスト等の変更

「税目」の選択リストの変更、入力および印刷する文字数を全角 11 文字に変更しました。

### ●相続税の修正申告書 第 3 表・第 8 表の 2 「⑦農地等納税猶予税額」計算処理の修正

相続税の修正申告書 第 3 表・第 8 表 2 「2 農地等納税猶予税額」欄で、「⑦農地等納税猶予税額」の (イ) の金額が 0 円の場合、(ロ) の金額を上書きで 0 円にする必要がありましたが、(ロ) の金額が 0 円になるように修正します。なお、(イ) に納税猶予税額があるときは、(ロ) の金額は(イ) の金額を超えないように計算しています。

## 先行入力について

「相続・贈与税顧問 Ver.H25.1」の「贈与税 平成 24 年」で、案件データを作成して平成 25 年分贈与税データを先行入力することができます。Ver.H25.20 にバージョンアップ後は、そのまま継続して使用できます。

## 電子申告対応版の公開について 2014年1月30日公開

贈与税 電子申告プログラム (Ver.H25.1.e1) は、電子申告システム Ver.H25.20 と同時に公開します。贈与税の電子申告を行う場合は、電子申告システムと贈与税の電子申告プログラム更新用両方をセットアップ (バージョンアップ) してください。

### ⚠ データの互換性について

連動可能な財産評価顧問のバージョンは以下のとおりです。  
財産評価顧問 Ver.H25.1 以降

タビスランドの改版情報： <http://www.tabisland.ne.jp/support/PlInfo.nsf/OenList3/E000356>



保守サービス契約には以下の**特典**があります。  
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

#### ポイント 1

##### 安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

#### ポイント 2

##### 法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

#### ポイント 3

##### 原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください